

志太広域事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により、志太広域事務組合同規約を次のとおり変更するものとする。

志太広域事務組合同規約の一部を変更する規約

志太広域事務組合同規約（昭和47年静岡県指令地第300号）の一部を次のように変更する。

別表第1中

「

し尿処理施設の建設、設置及び管理に関する事務	建設費、償還元金及び償還利息	施設ごと投入量割
	施設管理費	

」

を

「

し尿処理施設の建設、設置及び管理に関する事務費	施設ごと投入量割
-------------------------	----------

」

に改め、同表中備考5を削り、備考6を備考5とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約の施行の日前に稼働していたし尿処理施設の解体に要する経費及び解体までの維持管理経費の総額に対する負担区分については、この規約による改正後の別表第1の規定にかかわらず、施設稼働中の総投入量割（当該施設の稼働開始から廃止までの期間における関係市の浄化槽汚泥の投入量（生し尿の投入量を含む。）の総量の割合により算定した額による。）とする。